

# 三田市環境基本条例（平成19年10月3日 条例第41号）

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第6条)

#### 第2章 環境の保全と創造に関する基本方針等(第7条—第10条)

#### 第3章 環境の保全と創造に関する基本的施策(第11条—第23条)

#### 第4章 市民参画の促進(第24条—第28条)

#### 第5章 環境審議会(第29条)

### 付則

私たちの住むまち三田は、古くから悠久の歴史と文化を育んできた地域であり、緑豊かな北摂の山並みや、市域を貫流する武庫川とその流域が織りなす美しい自然を享受しながら、先人たちのたゆまぬ努力により、恵まれた自然や歴史、薫り高い文化を活かしつつ、活力のあるまちへと発展してきた。このような豊かな自然と歴史を持つ三田の環境は、私たちの貴重な財産である。

しかしながら、私たちは、日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は、地域の環境に止まらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすに至っている。

もとより、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を守り、育て、将来に継承することは、私たちの責務である。

このような認識のもと、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、協働して環境の保全と創造に取り組むことにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で文化的な生活を営むことができる生活環境、快適環境並びに自然環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底0質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、

騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(6) 環境の保全と創造 公害の防止や自然の確保に止まらず、環境にやさしい快適な生活空間を創り出すことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次の各号に掲げる理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷をできる限り低減し、持続的に発展することが可能な循環型社会を形成すること。
- (4) 人類共通の課題である地球環境の保全を自らの課題としてとらえ、これを積極的に推進すること。
- (5) 市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担と連携のもとに、自主的かつ積極的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、自ら行うすべての事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、良好な環境を損なうことがないように努めるとともに、資源、エネルギーの有効利用を図り、廃棄物の発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動により良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、資源、エネルギーの有効利用を図り、廃棄物の発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本方針として、環境の保全と創造に関する施策を策定するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全すること。
- (2) 水や緑に親しむことができる生活空間や地域の特性を活かした良好な都市景観を形成すること。
- (3) 野生生物の生息及び生育環境に配慮すること等により、豊かな生態系を保持するとともに、里山、農地、水辺等の自然環境を適正に保全すること。

- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制及び廃棄物の発生の抑制等を図り、資源循環型の社会を形成すること。
- (5) 地球環境の保全を推進すること。
- (6) 市、市民及び事業者のすべてが参画し、協働する社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第29条に規定する三田市環境審議会(以下「審議会」という)の意見を聴かななければならない。
  - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
  - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるように十分配慮するとともに、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市域の環境の現状及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(住みよい生活環境の保全)

第11条 市は、市民の健康で安全かつ快適な生活の推進に資するため、大気汚染の防止、水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理その他の住みよい生活環境の保全等に努めなければならない。

(快適な都市環境の創造)

第12条 市は、快適な都市環境を創造するため、魅力ある都市空間の形成、地域の特性を活かした都市景観の形成、歴史的、文化的な環境の保全及び活用等に努めなければならない。

(健全な生態系の確保等)

第13条 市は、自然環境の保全に係る施策の策定に必要な調査及び研究を行うとともに、生物の多様性確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、自らの活動に際し、野生生物の生育環境等に配慮することにより、健全な生態系の確保に努めなければならない。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自ら環境への負荷の低減に資する製品等の利用を図るとともに、市民及び事業者においても当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第15条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市民及び事業者は、その日常生活並びに事業活動が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市と協働して地域における地球環境を保全するための活動に取り組むように努めなければならない。

(規制の措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的な措置等)

第17条 市は、環境への負荷の低減に資する活動を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者に対し適正かつ公平な経済的負担を課すことについての調査並びに研究を行い、必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

(協定)

第18条 市は、環境の保全と創造を推進するため、必要があると認めるときは、事業者との間において、環境の保全と創造に関し必要な協定を締結するものとする。

(調査及び研究の実施)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境管理の促進)

第21条 市は、自らの環境管理に関する取組みの実施及び必要な組織の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者の環境管理に関する取組みが促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(総合調整)

第22条 市は、環境の保全と創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な総合調整を行わなければならない。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に関すること。
- (3) 環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進に関すること。

(国、他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全と創造を図るため、広域的な取組みを要する施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

#### 第4章 市民参画の促進

(情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の保全と創造に関する市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下この章において「市民等」という)の自主的な活動を支援するため、環境に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(自主的活動の促進)

第25条 市は、市民等による環境の保全と創造に関する自主的な活動が促進されるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映及び参画の機会の確保)

第26条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させることができるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民等が参画する機会の確保に努めるものとする。

(環境学習及び環境教育の推進)

第27条 市は、環境の保全と創造について、市民等の理解を深め、自ら行動する意欲が増進されるように、環境学習及び環境教育の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制)

第28条 市は、市民等の参画と協働により、環境の保全と創造に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

## 第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する委員18人以内をもって組織する。

(1) 三田市民政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号)第11条又は第12条に規定する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例38・平26条例33・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(三田市民の環境を守る条例の廃止)

2 三田市民の環境を守る条例(昭和50年三田市条例第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の三田市民の環境を守る条例第108条第1項の規定により三田市環境保全審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例第29条第3項の規定により三田市環境審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命された者とみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における三田市環境保全審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則(平成24年条例第38号)抄

(施行期日)

4 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年条例第33号)抄

(施行期日)

5 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(三田市環境基本条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三田市環境基本条例第29条第3項の規定により任命された委員である者は、その委員としての任期中に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。